

提 案 理 由

議案番号	提 案 理 由
議案第 8 7 号	〔工事請負契約の締結について〕 三次市みよし運動公園陸上競技場電光表示設備改修工事について、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。
議案第 8 8 号	〔動産の買入れの契約について〕 小学校用タブレット端末を取得することについて、三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号）第 3 条の規定により、市議会の議決を求めようとするものである。

根 拠 法 令

議案番号	根 拠 法 令
議案第 8 7 号	〔三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号） （議会の議決に付すべき契約） 第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。
議案第 8 8 号	〔三次市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例〕（平成 1 6 年三次市条例第 2 7 7 号） （議会の議決に付すべき財産の取得又は処分） 第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が 1 件 5, 0 0 0 平方

	メートル以上のものに係るものに限る。) 又は不動産の信託 の受益権の買入れ若しくは売払いとする。
--	---